

台湾基隆市交流協定締結1周年記念事業業務委託仕様書

1 業務名

台湾基隆市交流協定締結1周年記念事業業務委託

2 趣旨

台湾の基隆市と、相互の理解と交流を深めることを目的とした交流協定を、昨年5月1日に締結しており、本事業は、この協定締結1周年を記念して、台湾や基隆市を広くPRし、関心を高めてもらうとともに、台湾を相手地域とするホストタウンとして、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を醸成することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から平成30年10月31日（水）まで

4 履行場所

北浜アリー レンガ広場

5 提案上限額

2,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 イベントの概要

(1) 日時

平成30年9月1日（土）16:00～21:00

(2) 場所

北浜アリー レンガ広場

(3) 業務内容

記念事業業務委託として以下の業務を委託する。

- ・ 会期中のイベントの企画業務
- ・ 上記で企画したイベントに必要なコンテンツの制作業務
- ・ イベントの運営業務
- ・ イベントの広報業務（ポスターやチラシ等の制作・配布、テレビ・雑誌等へのメディア露出など）
- ・ 実績報告書の提出

ア イベントの企画業務

下記の条件を最大限満たすようなイベントを企画すること。

- (ア) 広く市民に、台湾や基隆市をPRするとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の機運を醸成する。
- (イ) コンセプトを以下のとおり定める。
 - ・ 台湾や基隆市を身近に感じ、誰もが気軽に立ち寄れるイベント
 - ・ 「台湾らしさ」が体験できる台湾の特産品（伝統工芸品や名産品など）を活かしたイベント
 - ・ 独自性があり、誰かにSNS等で共有したくなるイベント
- (ウ) イベント名に「台湾基隆市交流協定締結1周年記念」という冠をつけること。
- (エ) 来場者は1,000人を目標とすること。

イ イベントの運営業務

- (ア) イベントのプロデュース全般を行うとともに、スタッフや機材等を確保し、準備・設営からイベント運営、撤去まで、本イベントの実施に必要な全ての業務を行うこと。
- (イ) イベント開催中（機材等の設営及び撤去に要する期間を含む。以下同じ。）、現場を統括する業務責任者を常駐させること。業務責任者は、本イベントに従事するスタッフの指揮監督、イベント運営、緊急事態への対応等が的確にできるものとし、本イベント期間中の運営において混乱等が生じないように努めること。
- (ウ) イベントにおいて入場制限が必要となる場合は、入場方法等必要な措置を講じること。
- (エ) 飲食ブースを設ける場合の保健所等への必要な各種許可申請等は、受託者が行うこと。
- (オ) イベントに関する水道、電気等を使用する場合の経費は、受託者の負担とする。
- (カ) イベントの会場内における来場者の導線確保など、十分な安全対策を講じること。
- (キ) イベントにおける来場者数の事業成果を把握し、アンケート調査を実施すること。
- (ク) 受託者においてイベント開催時の問い合わせ先を準備すること。

ウ イベントの広報業務

- (ア) ポスター及びチラシの制作及び設置
 - ・ B2サイズの縦サイズのポスターを、30枚制作すること。
 - ・ A4サイズのチラシ（表面は台湾や基隆市の紹介）を5,000部制作すること。
- (イ) テレビ・雑誌等を活用した宣伝
広告媒体の選定及び実施時期については、最大限効果が得られるものを提案すること。
- (ウ) その他、必要に応じて広報媒体を提案すること。

エ 実績報告書の提出

開催状況、イベント参加者数（来場者数）、広告実績等についての報告書を、事業終了後速やかに、高松市観光交流課都市交流室へ提出すること。

オ 留意事項

タレント、音楽等を使用する場合には、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の調整等、その他付随する業務全般を行い、委託金額内で実施すること。

7 その他

- (1) 受託者は、本業務により知り得た事項及び個人情報について、厳にその秘密を守り、他に漏らさないこと。
- (2) 業務上必要とする行政資料等は、支障のない範囲で市に求めることができるものとする。
- (3) 市が貸与した資料等は、業務完了後速やかに返還し、個人情報の保護義務を遵守すること。
- (4) 受託者は、常に市と密接に連携を図りながら、誠実に業務を遂行すること。
- (5) 市は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項及び詳細については、高松市観光交流課都市交流室と協議の上、適切に対応すること。
- (7) 本業務によりなんらかのトラブルが生じた場合、受託者の責任において処理するものとする。
- (8) 本業務に当たっては、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守するとともに従事労働者に係る適正な雇用条件の確保に努めること。

- ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特例措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間）を遵守すること。
また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- イ 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金以上の額を支払うこと。
- (9) 天災等の理由により業務の全て又は一部が不履行となった場合、これに係る費用については、委託者へ返還すること。
- (10) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、提出すること。

※本仕様書については、企画競争の内容により、必要に応じて加筆修正します。